

全建労発第25号
令和2年6月22日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
〔 公 印 省 略 〕

令和3年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等の変更について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、「令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び先行開始日等並びに文書募集開始時期等について」（令和2年2月28日付全建労発第64号）にて、周知の依頼をさせていただいたところでございます。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、全国の高校で臨時休業がなされ、高等学校で行う就職準備期間が短くなっていることから、新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び開始期日等について変更等があった旨、別紙のとおり文部科学省及び厚生労働省より通知がありました。

つきましては、別紙をご理解いただいた上、会員企業の皆様にご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上

労働部 吉田

2 文 科 初 第 4 1 2 号
職 発 0611 第 10 号
開 発 0611 第 19 号
令 和 2 年 6 月 11 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
丸 山 洋 司

厚生労働省職業安定局長
小 林 洋 司

厚生労働省人材開発統括官
定 塚 由 美 子



令和3年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等の変更について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、令和2年2月19日付け元文科発第1521号、職発0219第12号、開発0219第20号「令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）」（以下「通知」という。）により、通知しているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症（以下「コロナウイルス」という。）の感染拡大の影響により、全国の高等学校では臨時休業がなされていたところ、高等学校で行う就職準備期間が短くなり、生徒が不安を抱えたり、不十分な準備のまま就職活動に臨むことが懸念されます。

こういった不安を解消し、生徒の希望・適性にあった就職を実現させるためには、企業研究や職場見学などを含む就職準備に必要な時間を確保する必要があります、通知の第1に記載する推薦及び選考開始期日等を下記によることとしました。

ついては、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、コロナウイルスの防止対策を実施しながらの就職活動や選考開始

期日等の変更など、例年と異なる就職環境にある中、生徒が安心して就職活動に臨めるよう、中長期的な視点に立って採用を進めて頂き、引き続き、令和3年3月卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

なお、下記以外の新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日日程、新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い（推薦開始期日等を除く）等については、通知のとおりとしますので御了知願います。

記

1 新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

- (1) 新規高等学校卒業者(新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。)の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和2年10月5日(沖縄県については令和2年9月30日)以降となるようにすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和2年10月16日以降とすること。
- (3) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 コロナウイルスの影響を踏まえた就職活動への配慮について

コロナウイルスの防止の観点から、求人者が応募前職場見学や選考を実施する際は、感染防止策を徹底すること。

また、応募前職場見学の日程設定に当たっては、例年、学校の夏季休業期間中に実施している求人者が多いですが、今年度については、夏季休業期間が短縮され、また、地域や学校ごとに夏季休業期間が違うことが想定されることから、柔軟な対応をすること。

さらに、全国高等学校統一応募書類の「身体状況」欄等については、学校休業の影響を踏まえ、令和2年3月19日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」により、児童生徒等の定期の健康診断(学校保健安全法第13条第1項)の実施については、「やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること」とされており、推薦期日又は選考開始期日等までに当該年度の身体状況の記入が難しい場合があることも想定されます。

また、全国高等学校統一応募書類の「身体状況」欄の記入上の留意事項として「身長、体重、聴力及び視力欄については、それぞれについて高等学校等用生徒健康診断票の、最も新しい記載事項を転記すること。」とされています。

このため、「身体状況」欄に第二学年時等の数値で記入される場合等であっても全国高等学校統一応募様式として問題ない旨、ご理解頂きたいこと。